

# 平成30年度 第1回瑞穂町総合教育会議 次第

日時：平成30年10月19日（金）

午前9時から

場所：スカイホール会議室

## 1 開会

## 2 町長挨拶

## 3 議題

### (1) 子育て応援課について

#### ア 新設後の現状と効果

#### イ 教育委員会との連携

### (2) 教育委員会の施策について

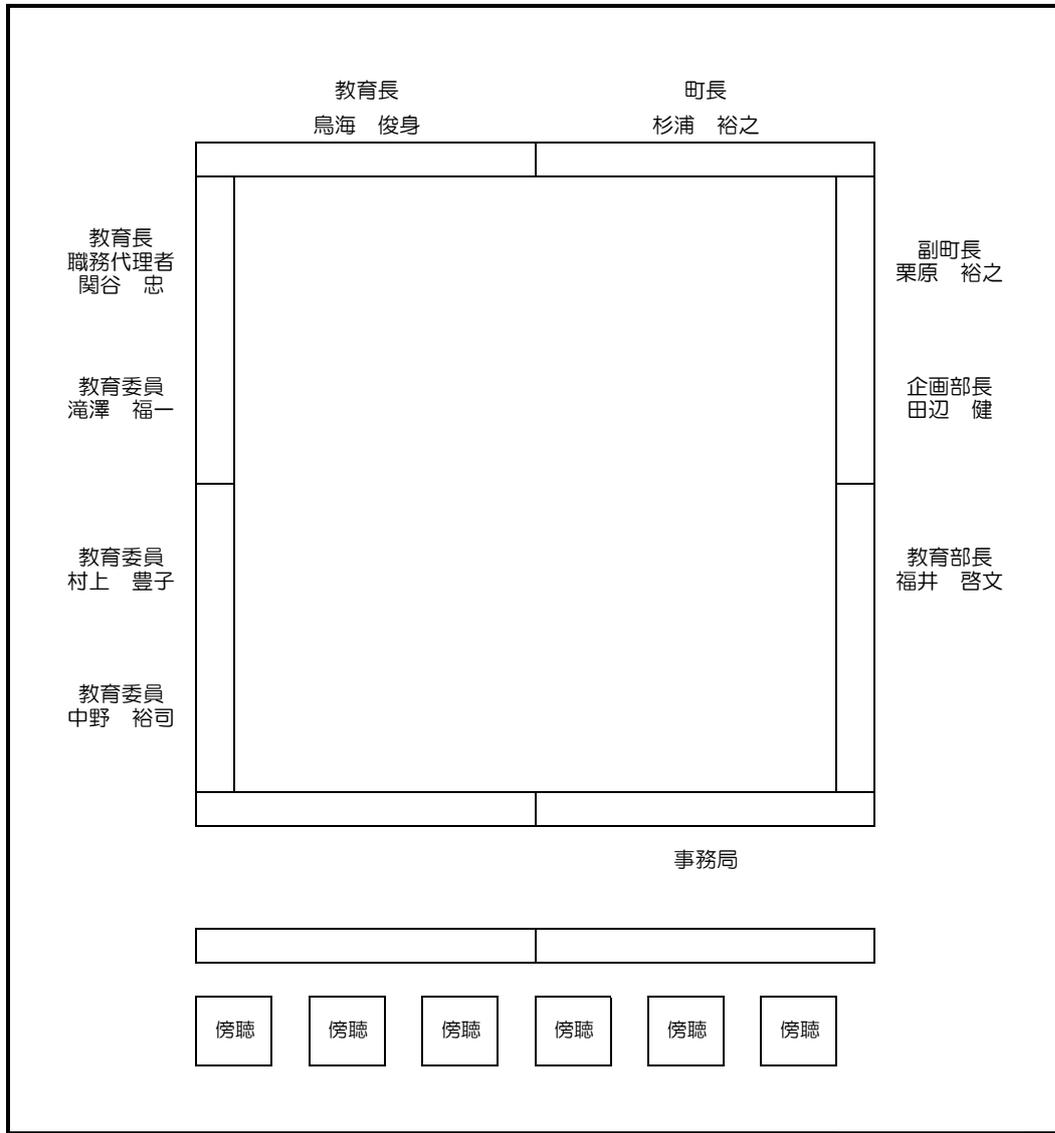
### (3) その他

## 4 閉会

### 【机上配布資料】

- 平成30年度 第1回瑞穂町総合教育会議 次第
- 平成30年度 第1回瑞穂町総合教育会議 席次
- 資料1 子育て応援課について
- 資料2-1 教育委員会の施策について
- 資料2-2 いじめ防止対策等について
- 資料2-3 特色ある学び「ふるさと学習『みずほ学』」
- 参考資料 平成30年度 文部科学省行政説明資料（抜粋）  
（市町村教育委員会関係会議資料）

平成30年度 第1回総合教育会議 席次  
スカイホール会議室  
窓 際



## 総合教育会議資料

(平成29年度第2回総合教育会議資料のうち、「子育て専門部門の創設」部分を再掲)

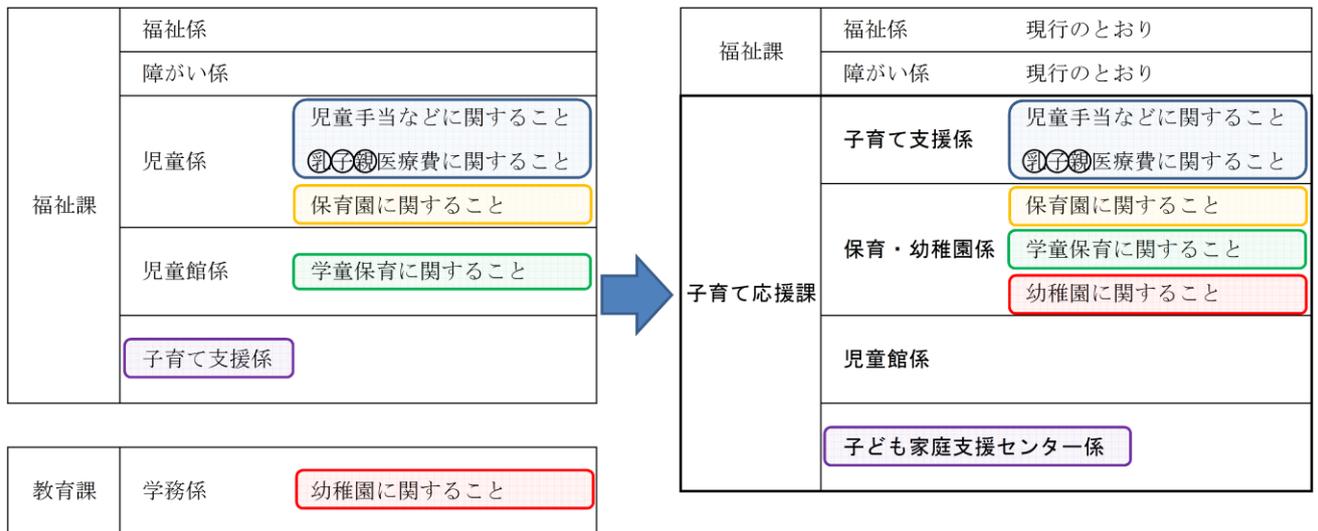
### 子育て専門部門の創設

「子育て支援」をまちづくりの最重要課題と位置づけ、それに対応できる組織として、子育て専門部門を創設します。現在の福祉課を分割し、1つの課を「子育て応援課」とするものです。

子育て応援課は4つの係で構成し、それぞれ「子育て支援係」、「保育・幼稚園係」、「児童館係」、「子ども家庭支援センター係」とします。

分掌事務については下のイメージ図のとおりです

### 子育て応援課イメージ図



瑞穂町教育委員会  
平成30年10月19日

## 教育委員会の施策について

- 1 いじめ防止対策等について 資料 2-2
- 2 平成31年度に予定されている教育委員会の主な施策

### (1) 学力向上施策の推進

教育向上基金（再編交付金）を有効活用し、学力向上に向けた事業を継続します。

#### ア 小学生

名 称	対 象	概 要	事業開始年度
漢字検定事業	3・5年生	日本漢字能力検定協会による検定試験を実施します。	21
学習サポーター事業	1年生と学校が希望する1学年	町が独自に配置している学習支援員制度です。	21
補習事業(ステップアップ教室)	1～6年生	実施日、回数、内容等は各学校の実態に応じて行っています。	26
補習事業(フューチャースクール)	6年生	町内にある学習塾と連携して補習・発展学習を授業の終了後に通学校で実施します。	28
学力調査	3・4年生	学習の定着状況を確認し、実態に応じて基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指します。	30

#### イ 中学生

名 称	対 象	概 要	事業開始年度
鑑賞教室事業	1年生	伝統・文化鑑賞教室を実施します。	21
英語検定事業	2年生	日本英語検定協会による検定試験を実施します。	23
補習事業(フューチャースクール)	1～3年生	町内にある学習塾と連携して補習・発展学習を土曜日及び長期休業中に通学校で実施します。	27
学力調査	1～3年生	学習の定着状況及び変容を確認し、現状の学力向上を目指します。	30

## (2) 教員の指導力向上

全校を研究推進校として位置づけ、子ども達の実態にあった授業に改善するための取組みを進めます。同時に、個々の教員の力量を高めるため、授業実践を柱とした各種研修を通して授業力向上を図ります。

### ア 校内研修事業

全校を「瑞穂町教育委員会研究推進校」として指定し、3年に1度、各校が研究発表会を開催して広く研究の成果を発信します。

### イ 町教育研究会

新学習指導要領を踏まえ小学校教員と中学校教員が教科指導の専門性を高めるために共同研究を行います。

### ウ 学力向上推進委員会

教員による委員会を組織し、思考力・表現力を育てるための学習指導の在り方を協議の上、全小中学校に基本的な学習過程の流れや授業実践例を紹介します。

### エ 年次研修（初任者、2年次、3年次）

授業力向上を目的とした研修の強化と教員の育成を行います。

### オ 外部研修会・研究発表会

「東京都教職員研修センター」主催の研修や都内の先駆的な研究発表会へ参加します。

### カ 指導課職員の訪問指導

指導課長、統括指導主事、指導主事の学校訪問による指導・助言を行います。

## (3) ふるさと学習「みずほ学」の推進

### 資料 2-3

平成29年度から各校で事業を推進し2年目を迎えます。この施策は、ふるさと瑞穂の自然や文化を大切にするとともに、郷土を誇れる子ども、地域社会の一員としての役割を担う子どもの育成、同時に新学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」という視点から思考力・判断力・表現力を育成し、学力の向上を図ることを目的としています。

また、「みずほ学」を教育課程に位置付け、各小・中学校が特色ある授業に取り組んでいます。

平成30年度は、イベントの1つとして「東京多摩だるまづくり」を実施しました。また、小・中学校では「みずほかるたプロジェクト」、中学校では「瑞穂の風景画（絵葉書）プロジェクト」を実施します。

## (4) 第2次教育基本計画策定

「教育基本計画」が平成31年度に計画期間（10年）満了を迎えます。平成31年度、有識者を含む検討会を立ち上げ次期計画の策定を行います。なお、計画策定のための委託は行いません。

## (5) 登録文化財制度の創設

登録文化財制度を導入し、町指定文化財に準じた貴重な文化財の保護と活用を推進します。

### ア 背景

登録文化財制度は平成8年に国が開始した制度で、重要文化財指定制度を補うものとして創設されました。当初は建造物だけを対象としていましたが、その後、民俗文化財や記念物にも拡大され現在に至っています。近年、多くの自治体でも導入されている登録文化財制度を瑞穂町でも導入し、町指定文化財に準じた貴重な文化財の保護と活用を図ります。

### イ 目的

貴重な財産を地域の宝として再認識し、所有者、地域、行政が一体となって後世に残すことを目的とします。

### ウ スケジュール

平成30年	6月	全員協議会へ報告
	6月～9月	文化財保護審議会へ諮問～答申
	12月	条例改正案を町議会へ上程
平成31年	4月	条例施行

## (6) 瑞穂ふるさと大学

平成27年度から平成28年度にわたり、町の豊かな自然や美しい景観、先人たちが築いた文化や歴史などの貴重な財産や観光資源など、町を再発見するための冊子（歴史編、観光編、自然編）を町民と協働で作成しました。

平成30年度、この冊子を活用し町の魅力が学べる歴史、観光、自然の3つのコースの「瑞穂ふるさと大学」を開講しました。

平成31年度以降、町の歴史、観光、自然をテーマとした検定を実施し、「瑞穂マイスター」の育成を目指しています。

### 3 平成31年度以降の施策優先度

区分	事業名	整備希望年度
学校教育	小・中学校の各教室で使用するテレビモニター購入 ※既存のブラウン管テレビの更新（記録媒体を接続できるモニター）	
	小学1～3年の教室へ設置	H31
	中学校全教室へ設置	H32
	水飲栓直結化事業（二小、五小）	H32以降
社会教育	図書館（スーパーリニューアル）	H31以降
	スカイホール設備改修	H30～ H32

## いじめ防止対策等について

## 1 いじめ防止基本方針策定等までの経緯

- 平成 23 年 10 月 滋賀県大津市で中学生がいじめを苦にして自殺  
 平成 24 年 7 月 文部科学大臣の談話  
 「子供の生命を守り、このような痛ましい事案が二度と発生することのないよう学校・教育委員会・国などの教育関係者が担うべき責務をいまいちど確認したいと思います。」
- 平成 25 年 2 月 第 2 次安倍内閣  
 教育再生実行会議「いじめ問題等への対応について（第 1 次提言）」  
 「社会総がかりで、いじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要です。」



- 平成 25 年 文部科学省「いじめ防止対策推進法」6 月公布、9 月施行  
 「いじめの防止等のための基本的な方針」  
 10 月策定



- 平成 26 年 6 月 東京都「東京都いじめ防止対策推進条例」成立後  
 「東京都いじめ防止対策推進基本方針」  
 「いじめ総合対策（東京都教育委員会）」（7 月初旬、公布・施行）



- 各区市町村「いじめ防止対策条例」（制定は任意）  
 「いじめ防止基本方針」（策定は努力義務）



- 各学校（公立・私立）「いじめ防止基本方針」（策定義務）  
 「いじめ防止のための対策組織」（設置義務）

## 2 瑞穂町教育委員会及び小・中学校の取組と現状

### 平成24年度

「いじめ防止担当者」の選出、「いじめ防止担当者連絡協議会」の開催（年3回）、「いじめ対策委員会」の設置（校務分掌に位置づけ）、学校サポートチームの設置

### 平成26年度

「瑞穂町いじめ防止基本方針」策定（平成26年9月）

- ▷ 「いじめ問題対策委員会」設置（年3回開催、管理職、担当教員で構成）
- ▷ 「いじめ問題調査委員会」設置（重大事態発生時に立ち上げ）
- ▷ 教員研修の強化（校長連絡会、副校長連絡会、健全育成推進会議、若手教員研修等）

「学校いじめ防止基本方針」全校策定（平成26年9月～12月）

- ▷ 「いじめ問題対策委員会」の設置（いじめの疑い、いじめ認知時に即時開催し、組織的対応について協議、対応策の決定）
- ▷ 児童、生徒対象の年3回アンケート及びスクールカウンセラー・町教育相談員による全員面接の実施
- ▷ 教員研修の強化（学期1回以上の校内研修の実施）
- ▷ 「学校いじめ防止基本方針」、いじめを許さない啓発キャンペーンを保護者・地域に周知（学校便り、学校ホームページ等）

### 平成29年度

平成26年度に策定した「瑞穂町いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」の改正

〈改正内容〉

#### 1 学校におけるいじめ防止等に関する取組

##### (1) 未然防止

- ▷ 年間3回以上の校内研修等の充実を通して、教職員の資質の向上を図る。（教員研修の回数を設定）
- ▷ 管理職は校務分掌を適正化し、教職員が児童・生徒と多く関わる機会を設け、いじめの未然防止を行う。（努力義務の明文化）
- ▷ 学校評価等を活用し、いじめの防止に対する取組を確認する。（学校独自の調査結果やいじめの処理を全校で実施している学校評価の一項目に加え、外部評価も実施）

##### (2) 早期発見

- ▷ チェックリストの活用など教職員全体によるいじめに関する情報の共有化を図る。（各校の取組に加え、チェックリスト様式の統一を図

る)

- ▷ 児童・生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかを定期的に確認する。(教員による監視項目を追加)

(3) いじめへの対応

- ▷ いじめられた児童・生徒、いじめを知らせてきた児童・生徒の安全確保を図る。発見から3か月いじめに係る行為が止んでいる状態をもって解消とする。解消には当該児童・生徒及び保護者への面談等での確認を行う。(国のいじめの解消の定義との整合)

(4) 重大事態の対処

- ▷ 重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告し、連携をとりながら調査等の対応を行う。教育委員会は町長に学校から報告を受けた内容を報告する。その際、必要に応じて警察への通報や関係機関と連携した対応を行う。

－ 重大事態の例示 －

- 児童・生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等の重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより相当の期間(年間30日を目安とする)欠席した場合

(町長への報告及び報告事案内容の規定と明文化)

2 教育委員会の取組

(1) 重大事態発生時の対応

- ▷ 学校と連携を図りながら、「いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明らかにする調査を実施する。また、必要に応じて、当該委員会に第三者を加え、詳細な調査や対策についての検討を行う。調査した結果は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。同時に、調査した結果は教育委員会から町長に報告する。(保護者等への情報提供と町長への報告を明文化)
- ▷ 町長は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行うことができる。(町長による再調査を行うことができる規定を追加)

### 3 いじめ認知件数

(単位：件)

区 分	平成 2 9 年度	平成 2 8 年度	平成 2 7 年度	平成 2 6 年度
小学校	6 3	5 4	3 0	3
中学校	1 8	1 0	1 1	6

※児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）結果

平成 2 9 年度におけるいじめの認知件数は、平成 2 8 年度と比較すると小・中学校とも増加しました。

平成 2 9 年度に改定した「瑞穂町いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」が定着し、教職員が「いじめは絶対に許さない」という意識をもって教育活動を行った結果と考えます。

子どもたちは、地域の一員として育ち、地域社会の形成者としてたくましく成長していくことが望まれます。瑞穂町教育委員会では、次代の担い手としての子どもたちのよりよい成長を目指し、平成29年度から地域に根差した教育の推進を重視します。第1次瑞穂町教育基本計画後期計画（学校教育）に基づき、瑞穂町の全ての小・中学校で、子どもたちが夢や希望をもって自立的に未来を切り開いていくために、「ふるさと瑞穂」の自然や文化を愛し、社会に貢献できる児童・生徒を育成します。各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動等とおして、新たな施策「ふるさと学習『みずほ学』」を進めていきます。

## 「みずほ学」とは…

## 地域を知り 地域と関わり 地域で学び 地域でできることをする学び

○地域の自然、地域の伝統・文化・歴史、地域産業、地域の方々との交流、国際交流、企業・高校等との交流、福祉、まちづくり、安全・安心等について学びます。

○体験的な活動を通して、まちへの関心を持ち、まちの素晴らしさを知り、まちのよさに誇りを持ち、まちづくりのためにできることを実践し、よりよいまちづくりに貢献する態度を養います。

○次期学習指導要領の大きな柱である「主体的・対話的で深い学び」の視点からの学びで、学習活動の質的転換を図り、思考力・判断力・表現力を付けます。

○学習活動の中で、子どもたちが互いの理解を深めたり、よさを認め合ったりする場を大いに生み出し、よりよい人間関係の形成に繋げ、豊かな心を育みます。



## 「みずほ学」では…

体験 協働 創造 思考 追究 表現 をしながら学びます。

① 「知る」学び…地域の自然・文化・歴史を探究します。

② 「関わる」学び…地域の皆さんと交流します。

③ 「する」学び…地域で「わたしにできること」を実践します。

## 「みずほ学」の例…

◇各小・中学校で「ふるさと学習『みずほ学』」の学習を教育課程に位置付け、「みずほ学」を推進します。  
◇下記の活動はほんの一例です。他にも各小・中学校の地域の特色を生かした「みずほ学」を展開していきます!!



## 【自然】

- 小動物・野鳥の学習
- 植物の観察学習
- ニホンイシガメの飼育
- エコパークでの学習



## 【地域産業】

- 狭山茶の学習  
(茶摘み・茶もみ)
- シクラメン栽培・鑑賞
- 牧場での学習  
(搾乳・動物とのふれあい)
- 観光ポスター



## 【地域の方との交流】

- 瑞穂音頭の学習 (全小学校)
- 聞く・受け継ぐ「語り部」学習
- 昔遊びの学習
- 給食交流

## 【キャリア教育】

- 職場体験学習 (全中学校)

## 【福祉】

- 認知症理解学習 (全小学校)  
(認知症サポーターになろう!)

## 【伝統・文化・歴史】

- 東京多摩だるまの学習
- 村山大島紬の学習
- 瑞穂町歌の学習
- お囃子・和太鼓



## 【企業・高校等との連携】

- 地域企業 (IHI) 宇宙の学習
- 瑞穂農芸高校との交流

## 【国際交流】

- 米軍横田基地との交流
- モーガンヒル市 (米国) との交流
- コンケン市 (タイ) との交流

## 【まちづくり】

- 春・秋の街路樹等花植え活動  
(全小学校)
- 地域清掃活動



## 【命を守る】

- 救命救急講習 (全小学校)

## 【安全・安心】

- 地域における災害時の安全学習
- 地域安全マップづくり

## 「まちの先生」…

◇地域の方々を「まちの先生 (ゲストティーチャー)」として招き、体験的な活動等を通じた学習を推進します。

【まちの先生】○保護者等教育ボランティア ○地域に詳しい方 (専門家等) ○地域の高齢者の皆さん ○地域の職場 (企業・農家等) の皆さん  
○町行政 (図書館・けやき館・社会教育課・企画課・建設課・高齢課) 等 全ての皆さんのご協力により進める「みずほ学」です。

◇「まちの先生」を発掘し、「まちの先生リスト」の作成を進めます。

◇地域教材のよさ… 子どもたちの興味・関心を得やすく、学習した後も子どもたちの成長の中で身の回りに在り続けます。ですから、学びをその後の学習に発展させる契機となり得る可能性を秘めています。このような学びのできる「ふるさと学習『みずほ学』」は、たくましく生きる力を育てることに繋がっていくと考えます。

【学力向上の推進】

〔学習習得状況の把握〕

- 1 学力調査
  - (1) □全国学力・学習状況調査（小6 中3）
  - (2) □都学力向上を図るための調査（小5 中2）
  - (3) ■町学力調査（小3～4 中1～3）

- 2 検定
  - (1) ■漢字検定（小3 小5）
  - (2) ■英語検定（中2）

- 3 ■東京ベーシックドリル
- 4 □授業改善推進プラン（各小・中学校）

〔個に応じた指導・支援／学習支援スタッフ〕

- 1 □習熟度別指導（小：算数 中：数学・英語）
- 2 ■学習サポーター（小1～2<原則> 小3の一部）
- 3 ■教育支援補助員〔参照：特別支援教育の推進〕
- 4 ■教育支援スタッフ
- 5 ■ALTを活用した英語・外国語活動の授業

〔学校図書館の充実〕

- 1 ■図書館司書の配置

〔放課後学習等の充実〕

- 1 ■フューチャースクール（小6 中1～3）
- 2 ■ステップアップ教室（各小学校）
- 3 ■家庭学習（家庭学習の手引き）への支援

〔教員の授業力向上〕

【教員の研究・研修の充実】参照

〔HPを活用した発信〕

- 1 ■学びのページの充実
- 2 ■教員のページの充実

【教育相談事業の充実】

- 1 ■教育相談室の運営
- 2 ■教育相談員の配置
- 3 □都SCの配置
- 4 ■（特別支援教育の充実）
- 5 ■適応指導教室の運営
- 6 ■適応指導教室指導員の配置
- 7 ■学校と家庭の連携事業

【ふるさと学習「みずほ学」の推進】

〔計画・実施の充実〕

- 1 ■「みずほ学」実施計画（各小・中学校）
- 2 ■「まちの先生」リストの充実
- 3 ■瑞穂町各課と学校との連携強化（各小・中学校）
- 4 ■教科等講師謝礼（各小・中学校）
- 5 ■「みずほ学」の実施支援（各小・中学校）

〔イベント〕

- 1 ■「瑞穂かるたプロジェクト」（小学校）
- 2 ■「瑞穂の風景画（絵はがき）プロジェクト」（中学校）
- 3 ■「だるまつくりプロジェクト」（保護者子ども）
- 4 ■シクラメン栽培・鑑賞（各小・中学校）

【健全育成の推進・未来に向かって】

〔よりよい生活への改善・確立〕

- 1 ■部活動基本方針
- 2 ■STOP! 2 2
- 3 ■いじめ撲滅・人権意識の高揚

〔健やかな体の育成〕

- 1 ■体力・運動能力調査（各小・中学校）
- 2 ■オリンピック・パラリンピック教育
- 3 ■中学生「東京駅伝」大会（中2）
- 4 ■「がん教育」授業全校実施（各小・中学校）

〔未来に向かう力の育成〕

- 1 ■伝統文化鑑賞教室（中1）
- 2 ■音楽鑑賞教室（小5～6 中1～3）
- 3 ■演劇等鑑賞教室（各小学校）
- 4 ■茶道教室（中2）
- 5 ■「食品ロス削減」の取組（各小・中学校）
- 6 ■国際交流〔モーガンヒル市との交流支援〕  
〔コンケン市との交流支援〕

〔連携〕

- 1 ■幼・保・小連携（就学前教育）、小・中連携

【特別支援教育の充実】

- 1 □特別支援教室の開室・支援
- 2 ■教育相談室の運営
- 3 ■就学支援委員会の運営
- 4 ■教育支援補助員の配置
- 5 ■特別支援教育講演会

【教員の研究・研修等の充実】 “授業に関わる研究・研修の充実”

〔推進委員会〕

- 1 ■学力向上推進委員会（代表教員）
- 2 ■ふるさと教育推進委員会（代表教員）
- 3 ■ICT教育推進委員会（代表教員）
- 4 ■小学校英語教科化等推進委員会（代表教員）
- 5 ■道徳教育推進委員会（代表教員）

〔研修会〕

- 1 ■学校経営研修会
- 2 ■新補・転補管理職研修
- 3 □若手教員育成研修（初任者教員）
- 4 □若手教員育成研修（2年次教員）
- 5 □若手教員育成研修（3年次教員）
- 6 ■郷土理解研修会（対象者）
- 7 ■服務事故防止研修会（校長・副校長）
- 8 ■メンタルヘルス研修会（対象者）
- 9 ■特別支援教育講演会（全教員）
- 10 □安全な水泳指導のための講演会（担当者）
- 11 □主幹教諭・主任教諭任用時研修（対象者）
- 12 ■特別支援教室専門員研修（専門員）
- 13 □学校マネジメント講座（対象者）

〔連絡会・協議会〕

- 1 ■校長連絡会（校長）
- 2 ■副校長連絡会（副校長）
- 3 ■働き方改革検討委員会（校長他）
- 4 ■教務主任連絡協議会（教務主任）
- 5 ■健全育成推進会議（生指主任・他）
- 6 ■瑞穂町いじめ防止対策会議（担当者）
- 7 ■ALT担当者連絡協議会（担当者）
- 8 ■特別支援教育コーディネーター連絡協議会（担当者）
- 9 □SC連絡協議会（SC）
- 10 □若手教員研修実施協議会（副校長）
- 11 □中学生東京駅伝実行委員会
- 12 ■その他

〔校内研修事業〕

- 1 ■第一小学校〔体育〕
- 2 ■第二小学校〔プログラミング学習〕
- 3 ■第三小学校〔生活・総合「みずほ学」〕
- 4 ■第四小学校〔算数〕
- 5 ■第五小学校〔ESD教育〕（発表校）
- 6 ■瑞穂中学校〔各教科〕
- 7 ■第二中学校〔道徳・各教科〕（発表校）

〔町教育研究会〕

- 1 ■研究支援（各研究部）

〔西多摩郡研修会・推進委員会〕

- 1 □特支（固定）学級担当教員研修会（担当教員）
- 2 □特支（支援教室・通級）担当教員研修会（担当教員）
- 3 □人権教育推進委員会（担当教員）
- 4 □その他

〔西多摩地区研修会〕

- 1 □中堅教諭等資質向上研修Ⅰ（対象教員）
- 2 □教育課題研修会（対象教員）
- 3 □人尊校第6ブロック連絡会（担当教員）
- 4 □その他

〔国や都の指定を受けた研究〕

- 1 □オリンピック・パラリンピック教育推進校（各小・中学校）
- 2 □学力格差解消推進校（二中）
- 3 □スーパーアクティブスクール（二中）
- 4 □ICT教育環境整備支援事業実証校（三小 四小 二中）
- 5 □持続可能な社会づくりに向けた教育推進校（五小）
- 6 □プログラミング教育推進校（二小）
- 7 □道徳教育推進拠点校（瑞中）
- 8 □文化芸術による子どもの育成事業（二小）

〔その他〕

- 1 ■指導課の授業力向上訪問指導（各小・中学校）
- 2 □外部研究会・研修会への参加（各教員）
- 3 □教育研究員・教師道場部員等への支援（対象教員）
- 4 ■第三者評価の実施

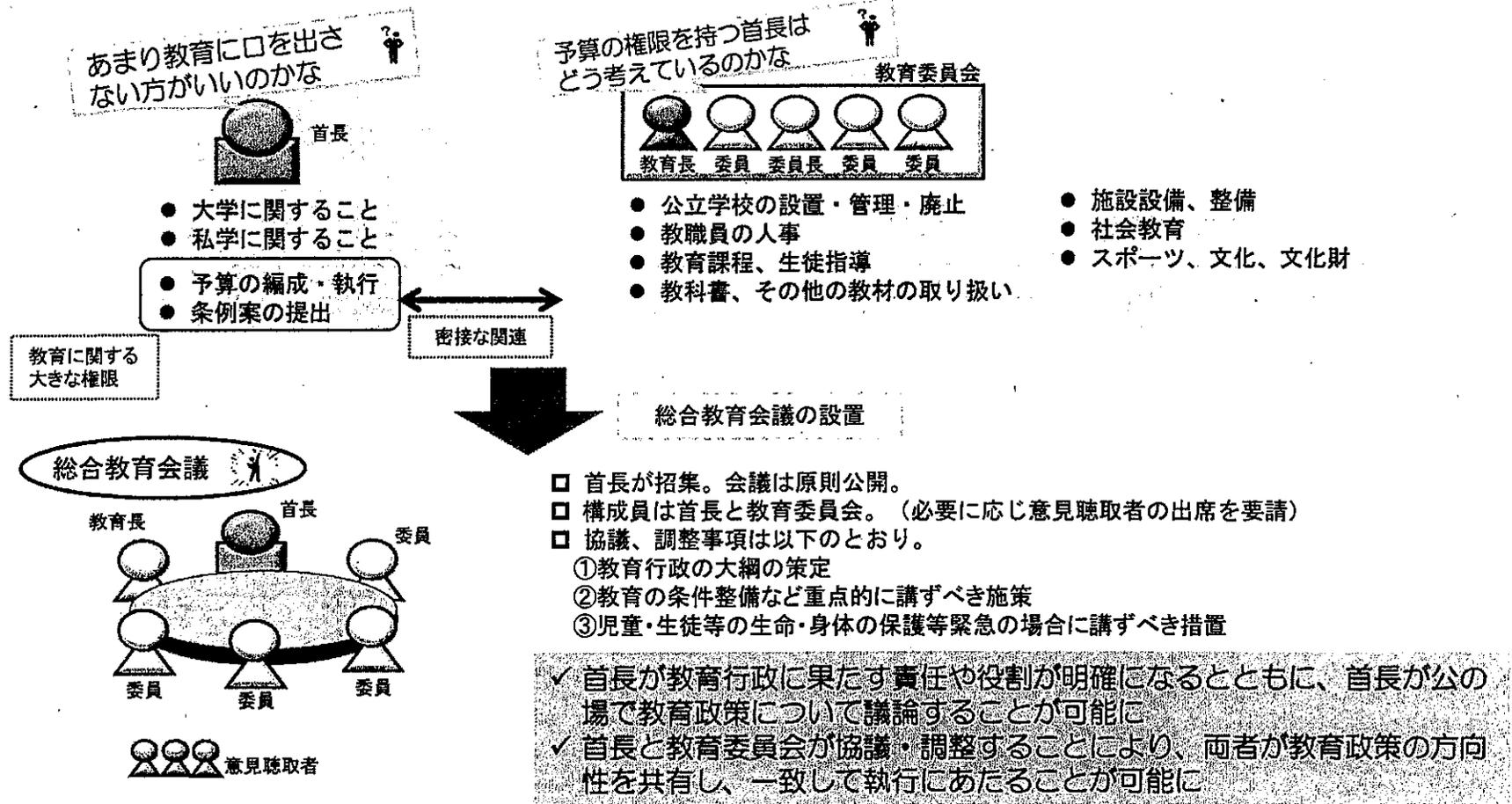
平成 30 年度

文部科学省 行政説明資料  
(抜粋)

市町村教育委員会関係会議資料

# 新教育委員会制度(H27.4.1~)のポイント②

## 3. すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



## 4. 教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。首長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

✓ 地方公共団体としての教育施策に関する方向性が明確化

# 総合教育議会における成果事例

## 1. 予算措置の実績

- ✓総合教育会議において、ICTの模擬授業を行ったことで、首長部局との予算協議がスムーズに行われた結果、3か年で小中学校にタブレットとデジタル教科書が導入された。
- ✓ALTの確保と英語教員の資質能力向上について意見交換したことで、ALTの段階的な増員と海外派遣研修の予算確保に繋がった。

## 2. 業務執行の加速化

- ✓総合教育会議が設置されたことで、確実に施策決定のスピードが上がった。
- ✓市長や教育委員が学級規模の重要性に関する肌感覚や緊急事項の情報に早く接するようになり、行政として一体感・スピード感をもって進めれるようになった。

## 3. 部局間連携の進捗

- ✓教育委員会だけでは対応が困難なことについて、毎回協議題として提案しており、総合教育会議を通じて問題の共有化が図られたことはこれまでにない取組。
- ✓市役所全体に総合教育会議が浸透してきたと感じており、「この案件は総合教育会議に出そう」という認識が広がっている。

## 4. 教育委員の役割

- ✓総合教育会議において、教育委員が日頃から関心を持っている教育課題が協議題として取り上げられ、教育委員会会議だけでは果たせなかった機能が補完された。
- ✓市長と直接話すことや、予算事項について議論できることが教育委員の意識を高くしている。

## 連携の強化により得られた具体的な行政上の成果事例

- ◆ 少人数指導等学力向上について議論することにより、指導主事等の人的体制が充実
- ◆ 外国語教育を議論することにより、ALTの増員や外国語指導員の人的体制が充実
- ◆ 全国学力・学習状況調査と関連付け、子供の学力等を経年的に把握するための独自の調査を実施するなどの学力向上の施策の充実
- ◆ 校長による裁量予算の創設など各学校の創意工夫を支援
- ◆ 子育て全般について議論することで、福祉部局と連携した保育所や認定こども園での就学前教育や障害児保育等が充実
- ◆ 子供の貧困や虐待の早期発見やいじめを予防するため、教育委員会のスクールソーシャルワーカーと首長部局の生活福祉、児童福祉、母子・父子家庭支援員の連携体制の充実
- ◆ いじめや不登校等の教育課題を議論することで、スクールソーシャルワーカー配置拡充のための予算が増加
- ◆ 放課後対策について総合的に議論することで、福祉部局との連携が進み、地域の放課後活動が充実
- ◆ 私学・大学担当部局と連携した高校生の県内大学等への進学促進
- ◆ 産業労働の担当部局との連携した高校生の県内就職促進のための施策や商工労働の担当部局と連携した県内産業を支える人材育成・若者の地元定着の促進
- ◆ 首長部局と連携した学校における危機管理体制の構築及び災害が発生した場合における首長部局と教育委員会との連携及び方針やマニュアルの策定
- ◆ スポーツについて健康増進の観点から議論することで、生活習慣予防や寝たきり防止等についての取組の充実や介護予防事業との連携の推進、指導者不足の解消
- ◆ 総合教育会議における「ふるさと教育・キャリア教育」を議題とすることで、首長部局と連携した実践的な教育カリキュラムの策定
- ◆ 地域の財産（自然、歴史、人物）と市民力を活用した学校づくり・地域づくりの推進
- ◆ 首長部局の地域支援施策と連携したコミュニティ・スクールの導入促進
- ◆ 小規模校の統廃合・小中一貫教育校の推進
- ◆ 教育委員会が所管していた文化・スポーツに関する事務の首長部局への移管（地教行法第23条に基づくもの）

○実施時期 平成29年9月（平成29年9月1日現在の状況）

○調査対象 全都道府県・指定都市（67）、市町村教育委員会（1,718）

# 地方教育行政の経営に関する調査研究

平成30年度予算額：3,455千円（新規）

- 教育委員会制度については、平成26年に抜本的な制度改正が行われ、地域の民意を代表する首長との連携の強化や、迅速な危機管理体制の構築等について所要の措置が講じられた。
- 制度改正の趣旨を踏まえ、いじめ問題や子育て支援、地方創生等、多方面での首長部局や地域社会等との連携・協力が一層求められており、法施行より2年が経過したことから、これら地域の複雑な課題に対応した、各自治体内での意思形成過程や組織マネジメント等に係る各地域の効果的な事例について調査研究し、情報提供を行うことにより、各教育委員会の主体的な制度運用の改善を促す。

以下の2テーマについて、教育行政に関する研究を行う大学等に委託して調査を実施する。

## (1) 事務局職員の分野横断的なマネジメントに必要な資質・能力の育成に関する調査研究

→ 中規模市町村(人口5万人以上)、小規模市町村(人口5万人未満)からそれぞれ1市町村(計2市町村)を選定し、教育委員会等への実地調査と事例研究を実施。

## (2) 教育委員会と首長との連携に関する調査研究

→ 1市町村を選定し、教育委員会等への実地調査と事例研究を実施。



首長

連携



※調査研究期間:2年間を想定。

※平成30年度は、有識者の協力を得ながら、今後の当該分野の調査の役割や枠組みを策定する期間と想定。

調査研究の結果をまとめた報告書を全国の教育委員会に周知し、各市町村教育委員会の意思形成過程及び組織体制の在り方の参考とする（具体的には、各教育委員会への送付、ホームページ上での公開、市町村教育委員研究協議会等の研修における活用等を想定）。